



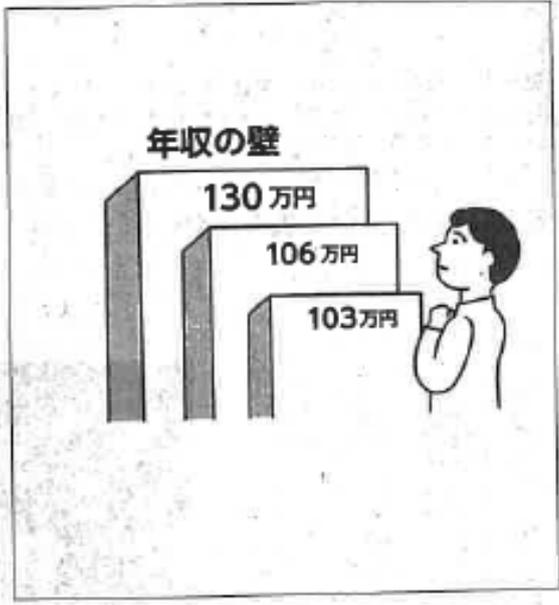
**Q** 短時間労働者が「年収の壁」を意識せず働くことができ、

社会保険に加入することで処遇改善につながる、キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）は、「年収の壁」により労働者の手取

善コース」とは、どのような制度ですか。

**A** キャリアアップ助成金は、非正規労働者のキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取り組みを実施した事業主に対して助成する制度です。

キャリアアップ助成金（社会保険適用時処遇改善コース）は、「年収の壁」により労働者の手取



## 「年収の壁」突破しませんか

り収入が減少するため、就業調整が行われるケースがあることから、「年収の壁」を意識せず働くことのできる環境づくりを後押しするため、社会保険の適用後も手取り収入が減少しないよう、労働者の収入を増加させる取り組みを行う事業主への助成として、新設されました。労働者一人につき最大50万円助成します。

この社会保険適用時処遇改善コースには、個々の労働者の事情や企業の取り組みに応じ、①手当等支給メニュー（社会保険を適用させる際に賃金

鳥取労働局職業安定部職業安定課  
電話0857(29)1707  
FAX0857 https://site.mhlw.go.jp/tottori-roundoukyoku/